北魏前期の政治

兼子秀利

北魏は四世紀に建國され、五世紀末に都を大同から洛陽へ遷し、六世紀に入つて東西に分裂したのであるが、ここで北魏前期と言うのは都を洛陽へ遷すまでの時期を指している。洛陽への遷都のみによつて一王朝の歴史を分斷することには異論もあるであろうが、しかし征服王朝としての北魏が洛陽へ遷都したことによつて其の内容に種々の變化があつたことは確かであるし、また孝文帝の漢化政策が複雜な問題を含んでいるので、それらを究明するための一試論として洛陽遷都までの政治的變遷を考察してみたいと思う。

一　建國以前

鮮卑民族に關する建國以前の狀態は史料が乏しいが故に明確な事實は判然としないが、氏族制社會に在つて部族ごとに其の酋長に統率され、毛の統國三十六、大姓九十九の時から、力微が定襄の盛樂へ南遷し、魏と和親する頃までは、其の遊牧生活に著しい變化は無かつたであろう。その後、什翼犍までの約一世紀間に魏晉の交替、五胡十六國時代への激變期に遇つて、外壓に對抗し、内部の部族連合の强化を計らなければならなかつた。力微は沙漠汗を晉に送り、中原の文化を受けるとともに外交關係を開こうとしたが、晉の衞瓘の離間策のために諸部大人が部族連合を内部から崩壞せしめ、拓跋部は孤立狀態に陷つてしまつた。しかしその後は間もなく匈奴宇文部と政略結婚で結び、猗㐅、猗盧の努力によつて再び部族連合を固めた。特に猗盧は烏丸諸部を攻擊し、劉淵、劉聰の攻擊に苦しむ晉の司馬騰を助けて晉より代郡公とされた。しかし劉聰、石勒の强勢につれて猗盧の支配下の匈奴雜胡が謀反し、晉王朝が滅

亡せんとする時、忽ち軍事力强化を迫られたのである。魏書卷百十一刑罰志には「劉聰石勒傾覆晉室、帝將平其亂、乃峻刑法、每以軍令從事、民乘寬政、多以違命、得罪死者以萬計、於是國落騷駭」とある。先代に三部に分治していた支配權を統一した猗盧は其の統治權を强化するため軍令を以て嚴しく國內を統制したのである。戰亂時代は依然として續き、石勒の他に劉衞辰、苻堅と强者が現れ、かれらと對抗しつつ什翼犍の時代を迎えた。魏書序紀に「始置百官」とあり、ほぼ、原始國家の態勢を整えるに至つた。また「諸部畢集、設壇埒、講武馳射、因以爲常」（建國五年）とあり、南伐を決行しようとする時の言として「吾將親率六軍、廓定四海、乃勒諸部各率所統以俟大期」（同十四年）とある。拓跋部と他の部族とはそれぞれ別に組織され統率された軍隊があり、それらが什翼犍の下に封建的に編成されていたのであろう。また同書卷百十三官氏志によれば、左右近侍之職、內侍長、南北二大人を設けたとあり、左右近侍之職には常員無く、皆諸部大人豪族良家子弟を取つたのである。卽ちそれは從來の部族連合體を再編成したものである。また刑罰志には官物と私物との區別があり、諸部族の私有權を認め且つ保護することによつて、かれらを部族連合體の組織に編入し、また軍事力を組織、統率させて封建的に結合していたのである。

二　北魏初期の軍政

拓跋珪が太祖道武帝となつて北魏を建國してから年々華々しい戰勝の記錄が綴られた。外征による掠奪は大規模であり、登國三年（三八八）庫莫奚を伐つて雜畜十餘萬、解如部を討つて男女雜畜十數萬を獲、五年（三九〇）高車袁紇部を破つて生口馬牛羊二十萬、翌年劉衞辰を滅した時は其の珍寶畜產名馬三十餘萬匹牛羊四百餘萬という莫大な數に上つている。このような成果はその軍事力の卓越した强固さに基いている。登國の初以來、道武帝は中央に都統長・幢將（六人）を置いたがまた外朝大人も外交官兼將軍でもあつた。彼等親貴が禁兵を掌握して、皇帝權力を統帥權として擁立していたのである。皇始元年（三九六）慕容垂が桑乾川に來寇した時、元虔は敗れたが、魏書卷二太祖紀に「元虔先鎭平城時、徵兵未集」とあり、これに對し「大擧討慕容寶、帝親勒六軍四十餘萬」とある。國邊防備の鎭に在

つて、有事の際には兵を徴發することもあり得たのであろうが、總じて軍事力は皇帝の下に一元化され、將官には一部の指揮權を與えるという方法をとつたのであろう。そして、他の記事から推して將軍には實戰の場合に五萬騎を單位として、或は最大として指揮權を委任した。次の太宗明元帝の時代に刁雍は五萬騎を給され、別に義軍を立てしめられ、義衆五千人を招集し得た（魏書卷三八）。この軍隊を維持し、軍政をより强固なものにするため、官僚機構や財政措置も追々現實に實施された。皇始元年に官廳、官僚を置き、公侯を封じ、刺史太守尚書郎等を任じたが、これら以下悉く文人を用う、とある。この文人は軍事力なき行政官であり、これらの中に多くの漢民族が存在したのである。拓跋部が中原に向つて侵略を進めることは農民を獲得し、技術者を得て國內生產を向上させる勞働力を增大することであり、農業は漢民族のみならず他の民族にも及んでいたが故に、山東方面からの大量の徙民とともに國家財政は豐かになつた。晉書卷百十三に、苻堅は四方を巡察せしめて勸課農桑策を執り、また劉衞辰が堅に降り、內地に田せんことを請うて許された、とある。北族と漢民族との混合地域で勿論農業が重視され、漢民族の農業生產と家族制度を思わせる記事が魏書にも多く見られる。この農業と軍政の結合が屯田制であり、登國九年（三九四）に始まる元儀の屯田以來中央政府の管掌下に屯民が軍國財政の重任を負うことになつたのである。また魏書卷百十三官氏志に「舊制、緣邊皆置鎭都大將、統兵備禦、與刺史同城隍倉庫、皆鎭將主之、但不治、故爲重於刺史」とある。中央に在つても地方に在つても、部落を解散された編民が、すべて農業生產に携つたと言うことはできないが、代都への徙民には道武帝、明元帝の時代とも計口授田の對象になつたものがその主勞働力を形成したのであり、既に編民となつた者も同じく軍政の下に統率されたことは疑ない。

三　北魏王朝における漢民族

1　鮮卑行政官の無策

三代目世祖太武帝の時代に北魏の領土も擴大し了り、河北一帶が征服されて、征服王朝として軍事的に最大限に達したのである。魏書卷百十四釋老志には「世祖卽位、富於春秋、旣而銳志武功、每以平定禍亂爲先」とあり、十六歲

の太武帝は強い征服欲に驅られ、從つて其の政治が、軍事優先の軍國政治であることには變りなかつた。神䴥三年（四三〇）五月には詔して忠節を盡して軀命を殞した者に爵號を追贈し、反對に、故らに軍法に違い私かに幢校を離れし者には軍法を以て戮を行う、と言い、さらに、諸征鎭將軍王公仗節邊遠者は開府して吏員を增加することを聽して軍政國家の態勢に萬全を期せんとした。後には涼州への大征服を敢行して北魏の版圖を擴大したが、しかし、太武帝の時代は對外征服もほぼ限度に近附いてきた時であり、相次ぐ戰亂は國內の秩序に矛盾と混亂を惹き起してきた。延和元年（四三二）の詔に「自始光至今、九年之間、戎車十擧、羣帥文武、荷戈被甲、櫛風沐雨、蹈履鋒刃、與朕均勞、賴神祇之助、將士宣力用能摧折彊豎克翦大憝、兵不極武、而二寇俱滅、師不違律、而遐方以寧、加以時氣和洽、嘉瑞並降、遍於郡國、不可勝紀、豈朕一人獨應此祐、云々」と述べ、同三年（四三四）には「朕承統之始、羣凶縱逸、四方未賓……故頻年屢征、有事西北運輸之役、百姓勤勞、廢失農業、遭離水旱致使生民貧富不均、未得家給人足、或有寒窮不能自贍者、朕甚愍焉、今四方順軌、兵革漸寧、宜寬徭賦與民休息云々」とある。誇らしげに勝利と平和を自讃しながら、その軍威宣揚の陰に社會的不安をかもし出したことを認めざるを得なくなつた迹を物語つている。さらに翌年には綱紀の紊亂、九品混通を歎き、政治上の肅淸を說くに至つた。官吏の不法行爲は數多くあり、それに對しては妄りな徵發を戒める詔を次いで發している。太武帝に內政を委任された皇太子晃は畿內の民に農殖開墾を督勵したが、それには幾多の無理があつたであろう。魏書卷四下に「課畿內之民、使無牛家以人牛力相貿墾殖耨鋤、其有牛家與無牛家一人種田二十二畝……各列家別口數、所勸種頃畝明立簿目、所種者於地首標題姓名、以辨播殖之功、又禁飮酒雜戲棄本沽販者、墾田大爲增闢」とある。これを私有地だとか、交換經濟の實態とはみることができない。飮酒雜戲を禁ずるきびしい法治は次の高宗文成帝の時にもおこなわれている。戰時中、國內の農民が運輸の役に徵發されたのに對し、畿內の民が開墾に役されていて、禁酒という强制的手段によつて軍國財政のために驅使されているのである。傳統的な勸課農桑策が戰爭の非常時には、一層の强制を加えたのである。しかし戰後の社會的混亂と不安に對處し

て、行政權力の統治作用が、地方官吏の不法摘撥と並んで國民の上に系統的に働くものが刑罰である。統治機關が發する强制力の體系的現れである刑罰は禁酒に代つて軍政維持の上に最も强く獻文帝の政治に作用した。魏書刑罰志に「顯祖末年、尤重刑罰」とある。刑罰の重く廣いことは言う迄もなく社會的秩序が、行政權力の志向する方向と矛盾する面が多いことである。高宗文成帝の和平四年(四六三)の詔をみると「名位不同、禮亦異數、所以殊等級示軌儀、今喪葬嫁娶、大禮未備、貴勢豪富、越度奢靡、非所謂式昭典憲者也、有司可爲之條格、使貴賤有章上下咸序、著之于令。」

「中代以來、貴族之門、多不率法、或貪利財賄、或因緣私好、在於苟合、無所選擇、令貴賤不分……今制皇族師傅王公侯伯及士民之家、不得與百工伎巧卑姓爲婚、犯者加罪。」

とある。卽ちこの兩者には共通した主旨が貫かれているが、身分的秩序の原理が崩れて經濟的な力がより重要な社會的意義をもつようになりつつあること、出生の原理が富の原理にとつて代られる社會であることが瞭然である。永い戰亂時期を經過する間に經濟的な變動が絕えずおこなわれて、富の不均衡が顯著になり、卑姓であつた者の中に强固な經濟力を持つて新貴族に變貌して行く者が現れて來たのである。こうした豪族に對して軍政主義の統治はその行き詰りに達し、郡官、牧守が利財を求めて行くのを如何ともすることができなかつた。太延元年(四三五)長安及平涼民で京師に徙され、孤老自存不能となつた者を鄕里に還ることを聽して以來、度重なる租賦の減免や賣られた男女を家に還しても、かれらを直接に權力下に掌握することができず、蔭附之戶として豪族の下に隱亡し、軍國財政の基盤は失なわれ行くのみであつた。賴みとする兵士も逃亡するばかりである。獻文帝は「天安以來、軍國多務、南定徐方、北掃遺虜、征戍之人、亡竄非一。雖罪合刑書、每加哀宥。然寬政猶水、逋逃遂多」(皇興五年詔)と歎くのであつた。寬政、嚴刑ともに立たず、鮮卑の行政は何等かの打開、新展開をなさなければならなかつた。完全なる統治は强固な行政權、統治機關の確立を待つて始まる。鮮卑の行政は專ら軍事力のみに基づき、軍隊統帥が征服王朝の運命をもつて、中原を支配する行政となつた。政務は軍務に充ち、朝議は外征の方法を主とし、軍功は累積し、しかも賞賜の額は漸減し、或は賞賜は皆是れ死事(世祖紀)とまで言われた。國家財

政は墾殖を上回る征服掠奪や佛教々團を解散させることによつて補われた。しかしもはやその域も限度に達した。それにも拘らず何等爾後の善處が爲されず、その術を知らざる鮮卑の行政は空しい軍法の中に遂に無策と化し了つた。

2　漢民族の立法

北魏王朝は鮮卑民族と漢民族の複合物であり、そして、この二民族が事毎に反目し合つたのではない。鮮卑民族の中にも進歩的な思想を持ち、漢民族に可成り近附いている者もあり、またその逆の場合もあり得る譯である。從つてここでは嚴重に漢民族のみを取り上げるのではなく「漢民族を主とした」動向を述べる心算りである。

太祖道武帝の側近は勿論親貴の鮮卑民族出身の官僚であるが、戰功によつて重任される場合は他の民族にもある。魏書卷廿八李栗傳に

太祖愛其藝能。時王業草創、爪牙心腹、多任親近。唯栗一介遠寄、兼非戚舊、當世榮之。數有戰功。拜左軍將軍……

とある。李栗は鴈門の人と記されている。唯一人親近者でない者が用いられた理由は戰功であつた。しかしその後は華々しい戰功が無く、その上傲慢であるとして天興三年（四〇〇）に誅された。魏書目錄の後に「道武、太武暴戾甚於聰虎」とある。北魏初期に、皇帝に殺された人物は數多くいる。それにも拘らず政務に專念した者も多い。しかも彼らには卜筮方術の特技があつた事は見逃せない。それは軍國之大謀に通ずるからである。崔浩もその代表的人物であつたことは言う迄もない。鮮卑民族は尚武の精神に充ち、上級官僚は軍人で占められている。これに對して漢民族には文官が多く、農業事情にも多くの知識をもつている。魏書卷廿八劉潔傳に

勳高者受爵、功卑者獲賞。寵賜優崇、有過古義。而郡國之民、雖不征討、服勤農桑、以供軍國。實經世之矢本、府庫之所資。自山以東、偏遇水害、頻年不收、就食他所、臣聞率土之濱、莫非王臣、應加哀矜、以鴻覆育……世祖從之。於是復天下一歲租賦。

とある。軍國主義の皇帝に對して、軍人ばかり優遇するのは不可。兵民の上に國家は成り立つのであるが故に、農民にも哀れみをかけよ、というのであり、「農」を主張したのは蓋し漢民族の聲であると見られる。軍政に對して農政

を、武に對して文を主張する聲は年とともに強く、後の高祖孝文帝の時代にも及ぶと、虚淵は孝文帝に對して「臣本儒生、頗聞俎豆、軍旅之事未之學也」（魏書卷四七盧淵傳）と言い、高閭も淮北への出師が行なわれようとした時「臣以愚劣本非武用、至於軍旅、尤所不學……兵者凶器、不得已而用之、今天下開泰、四方無虞云々」（魏書卷五四高閭傳）といった。公然と軍事行動に反對し、不協力の態度を示すに至つた。また虚淵の列傳の記事には「淵與僕射李沖特相友善、沖重淵門風、而淵祗沖才官、故結爲婚姻」ともある。李沖は最も重んぜられた文官の一人であり、三長制の立案者であるが、ともに漢民族として政策的にも結び合つていたのである。

刁雍は明元帝、太武帝に仕え、軍事的にも功を立て、戰陣に臨んでも、軍と民とを組織化するのに成功したが、太武帝の太平眞君五年（四四四）に薄骨律鎭將となり、將に鎭に至らんとして表して曰うには「農民は生産に努めてはいるけれども、水が乏しいので增殖することができない。功は課に充たず、兵の人口は累るばかりで皆飢餓である。この土地をよく檢知して生産を豐かにしようと思うが、この地は雨が少いので河水を引いているのを觀ると、舊い渠堰は上古の制する所であつて時代遲れしている。そこで今新たに漑田のために新渠を作りたい」といい、官私の田四萬餘頃に漑ぐための計畫表を提出している。これに對して太武帝は「卿は國を憂い民を愛す。更に河水を引きて課を勸め田を大いにせんと欲する。宜しく爲すべし。何ぞその日數を限らん」と言い、雍が高渠に四十日、小河を斷絶するのに二十日かかるというのを、日數を氣にかけずに便國利民のためにやるよう勵ましている。また二年後には、穀物の運送に就いて水運によることを上表している。「軍粮を河西から沃野鎭へ送るのに陸運では不便である。八百里の道は深い砂で、輕車では往き難く、載せる穀物は二十石に過ぎない。穀粮が河西に在るのを、沃野へ轉ずるには大河を渡らなければならず、五千車で十萬斛を運ぶと百日以上かかる。これでは一年に二回しか運べず、五十萬斛を運ぶのに三年かかる。そして農業生産に非常な阻妨となる。そこで二百艘を造り、鎭内の兵に水運を習わせ、一度に二十萬斛運ばせると、車運より十倍以上早く、牛も使わず、農耕を廢せずに濟む」と提案して、これにも太武帝は「運穀が一冬で終るような、左程善いことは、ただの一運のみ

ならず永久に續けよ」と詔し、まだ益國利民の方法があれば續いて述べよ、といつたので、雍は更に「屯穀を平地に積んでおくことは、護兵も散居しているし、妖釁者もいて保全し難い。邊鎭には城を造り穀を儲し、兵を置いて守備すれば農にも害がないから城を造りたい」と表して許された。この後、禮樂の治の必要を說いたが、この才雍は中央政府には居ず邊鎭に遣わされていたけれども、たえず上表する中に「不費牛力」とか「不廢田」「不廢農」と言い、これを念願し實施して農民の生活安定を得たのである。軍國大政の嚴明な時に、軍屯を維持するために屯穀を增產し蓄積すること、重農主義に依る國利民福を考えたことと、更に注目すべきことは、これが、一邊鎭であるにせよ、中央政府の命令を受けて、統治機關の行政に賴つたのではなく、進んで行政府に提案していることである。皇帝から提出された行政計畫に諾否の應答を爲すのが大抵の場合である。しかし、この一連の上表による計畫は皇帝に先んじて爲され、事前の承諾を得ているのである。

高允も太武帝に重く用いられたが、帝は高允とともに刑政を論じ、彼の言は甚だ旨に稱つていた。魏書卷四十八高允傳には

（世祖）問允曰、萬機之務、何者爲先。是時多禁封良田、又京師遊食者衆。允因言曰、臣少也賤、所知唯田、請言農事。古人云、方一里則爲田三頃七十畝、百里則田三萬七千頃。若勤之則畝益三升、不勤則畝損三升、方百里損益之率爲粟二百二十二萬斛。況以天下之廣乎。若公私有儲、雖遇飢年復何憂哉。世祖善之、遂除田禁、悉以授民。

とある。皇帝の問に對して、自分は農業に關することしか知らない、と斷つておいて、鮮卑民族には暗い農業の面から政策論を取り上げて行くことは彼にとつて最も有利な方法であつたのであろう。軍隊の動向に關してはこの上もなく卓越した指揮權を發動し得た皇帝もこと農民對策に關しては、臣僚の具申する意見に對して逆に諾否の意を示し得るのみであり、諸々の立法事項が實際の場に移された後に、その成果を見て嘉賞するにすぎないのである。況や、皇帝が自ら國家財政に關する一切の計畫表を作成して臣僚を指揮、監督することはできなかつたのである。これらは皇帝が發案し、その實行に當つて臣下に同意を得るだけの事とも異り、臣僚自ら考案し、上申して皇帝の同意を得て

いるのであり、ここに在京の漢民族による立法機關が存在し始めているのである。北魏にとつて最も重要な制度である三長制、均田制も漢民族による起草に成るものであり、問題は、それらが行政に具體化する場合に、如何なる行政管理が行なわれたか、その行政監督は果して當初の立法措置と對照して矛盾しているか如何にあると思う。三長制や均田制は、單なる立法事項だけに終つたものではない。しかし漢民族の立法解釋が果して具體的な現實面に適切に實施されたか否かは、行政面で統治機關内部に再構成が行なわれたことと關連がある。

高祖孝文帝の初期に、文明太皇太后の下で李沖が三長制を提案した。この立法化には多くの反對意見が出た。中書令鄭羲、祕書令高祐等は「天下を混じて一にしようとしても、事實は實施し難い」と言い、太尉元丕は「今は調を納める月で都合が惡いから冬の閑月を待つて徐ろに行なうよう」要求し、著作郎傅思益は「九品差調日已に久しい。一旦改法して差を無くすれば擾亂が起るだろう」と言つた。これに對して李沖は「もし調時に因らずんば百姓は徒に長を立て戶を校るの勤を知つて、傜を均しくし賦を省くの益を見ない。課調の月なればこそ賦稅の均を知らしめるのである」と答えた。結局、太后は

立三長則課有常準、賦有恒分、苞蔭之戶可出、僥倖之人可止、何爲而不可。羣議雖有乖異、然惟以變法爲難。

と斷を下し、三長制を可決させ採用することになつた。三長制に就ての得失を論議した末文明太后は、戶籍を整え、蔭戶を摘發して統治機關の支配下におくとともに、課に常準あれば、國家財政の計畫をも立てることができると判斷したのである。國家財政こそ最も詳しく收支の計畫を立て、入るを計つて出ずるを制すべきである。そしてこの國庫收入に基づいて俸祿その他の施策がなされるのである。然るに、孝文帝の時まで、皇帝權力の支配から豪族の下へ逃れて行く者を阻止できず、それ故に、國家財政は窮乏の途をたどりつつあつた。文成帝の太安四年の詔は

朕卽阼至今、屢下寬大之旨、蠲除煩苛、去諸不急、欲令物獲其所、人安其業、而牧守百里不能宣揚恩意、求欲無厭、斷截官物、以入於己、使課調懸少、而深文極墨、委罪於民、苟求免咎、曾不改懼、國家之制、賦役乃輕、比年已來雜調減省、而所在州郡、咸有逋懸、非在職之官、

綏導失所、貪穢過度、誰使之致、自今常調不充、民不安業、宰民之徒、加以死罪。

と述べて、相當な强硬意志を示している。官物を私物化する地方官に對して死罪を加えなければならない程、人民の流動は激しく、また國家財政を虫喰む貪穢な者が、政府にとつて餘りにも多過ぎたのであろう。翌年の詔にも「牧守莅民、侵食百姓、以營家業、王賦不充」とあり、國家財政の計畫表は立たず、また立てようとしても不可能に近い狀態であつた。次の獻文帝は卽位の年（四六五）に課調を定率化した。魏書卷六顯祖紀に

詔曰、夫賦斂煩則民財匱、課調輕則用不足。是以十一而稅。頌聲作矣、先朝權其輕重、以惠百姓云々

とある。國家財政に關する統治計畫には、國民の負擔を定額よりも定率を以て見積る方が合理的である。もし戶籍簿さえ完備して居れば定率稅が遙かに優れている。しかし獻文帝の時代にはまだそれは不充分であつた。人民は逃亡し、地方官は不法者である。孝文帝の第二年延興二年（四七二）四月、工商雜伎が農に赴くのを聽し、諸州郡の課民は菜果を種えたものの、六月の詔に

頃者、州郡選貢、多不以實、碩人所以窮處幽仄、鄙夫所以超分妄進、豈所謂旌賢樹德者也、今年貢擧、尤爲猥濫、自今所遣皆門盡州郡之高才極鄉閭之選。

とあり、同一統治機關の中で、皇帝が官僚を信用できない狀態は、その行政の終末を意味する。しかし、これは鮮卑民族主義的軍國政治というのみの事象ではない。軍政から農政への轉換、すなわち漢民族的國家への轉向を志向しながら、相互に否定し合う主義の矛盾によるものである。農政たらんと欲して農政たり得ず、軍政を維持せんとしてそれにも徹し切れない事象なのである。貪欲な利財追求の故を以て免官され、除國され、死を賜つたものは鮮卑系代人王將にも多いし、漢民族出身文官にもある。

延興三年（四七三）使者十人を遣して州郡を循行せしめ、戶口を檢括させた。そして隱れて出でざる者があれば戶主が罰せられたが、こうした單なる檢戶のみならず、その意義は均勞均稅の原則によつて新たに行政監督下に農民を誘致し、反面、蔭戶を無くして豪族勢力を牽制しようとするものが三長制の立法である。

また均田制に就いても同樣の主旨を見ることができる。

今、均田制の内容を詳細に究述する意圖はない。ただ均勞均稅の原理を具體化するために均田の觀念を現實に移したものであることに止める。このような具體的な政策への立法に對して、鮮卑民族の軍政主義者は從來の既得權を固持することに依つて、消極的な反抗を示しつつ、文明太后をめぐつてその行政機關を再編成して行くのである。

3　漢民族の行政と孝文帝

魏書卷五四高閭傳に、淮南王他が舊に依つて祿を斷ぜんことを求めたので、文明太后が群臣を召して之を議せしめた時、高閭が表して曰うに

德高者則位尊、任廣者則祿重、下者祿足以代耕、上者俸足以行義、庶民均其賦以展奉上之心、君王聚其材以供事業之用。

とあり、均稅、均田の立法と同一の原理を表明している。三長制、均田制は何れも完全な國家財政と、それに基づく新行政權の確立を目指して立法されたものであるが、戶籍と田地を詳しく檢閲してすべての國民を均齊的共通の基盤の上に立たし、民族的政策的な背反を媒介として、新行政權に止揚しなければならなかつた。それは鮮卑舊官僚の爲し得ることではなかつた。地に遺利なく、人に餘力なからしめて、その上に强固な行政權を樹立しなければならない。堯暄は文成帝の時代から恭謹を以て擢れ、鎭將及び長史の貪暴を檢したが、三長制が施かれて東道十三州に戶籍を比し、頗る忠實に新統治方針を體した。

孝文帝から次の宣武帝に重任された元暉は冀州刺史となり、丁戶を檢括し、其の歸首するを聽して絹を出さしめ、統治管理を嚴しくしたが、それでも聚斂は極まりなく續いた。均田制新行政もその內部に此れを否定するものを含んだ矛盾を克服し切れなかつた。そして其の矛盾は既に文明太后の許に萌芽していたのである。文明太后は文成帝の崩後、一時權勢を振つた丞相乙渾を殺し（天安元、四六六）、十八歲の獻文帝を退位させ、李弈を重任し、李弈が獻文帝に殺されたのを怒つて獻文帝をも殺し、まだ十歲になつたばかりの孝文帝に代つて政務を覽たのである。そして宦官を採用して刑罰を嚴にして獨裁的に政治を進めて來たのである。その間、外戚として馮熙が太后とともに政權に參與し、その二女は孝文帝の后に、一女は左昭儀となつた。太后は李沖、王叡や咸陽王禧をも側近とした。新舊、漢夷混合の行

政府を作り出した。従つて保守的、封建的な要素がその政治に包含されていた。魏書巻廿一上高陽王雍傳に

或説雍曰、諸王皆待士以營聲譽。王何以獨否。雍曰、吾天子之子、位爲諸王、用聲名何爲。

とある。ここには名を尚ぶ保守的精神に支えられた貴族と、孤高の精神を持たない貴族と二つの種類に分れていた如く見える。そして大部分の貴族は聲譽を營々として求める類であつた譯であるが、またそれが可能であつた事實をも認めねばならない。元衍、元悰の如く「產業を營まず」、悰の弟太興の如く出家する者もある反面に、元平原は「私米三千餘斛を以て粥をつくり飢民を濟つた」し、咸陽王禧の如きは生活は奢侈を極め、大量の奴婢田宅をもち、鹽鐵業を營む豪勢貴族であつた。そして同じく鮮卑系代人でも于烈の如く貴族に對する反感の强い人物もあつた。宣武帝に對して于烈は「諸王の意、測るべからず。宜しく之を廢し、(帝)自ら政を覽るべし」と進言した。彭城王勰は高肇の親族が皇后になるのに反對して殺された。太武帝の子孫である元深は「李沖が北邊の鎭を無視した」ことを非難した。

太后の周圍には舊態依然たる貴族、保守的封建的親貴が複雜な派閥を成して集つていたが、それとともに、新立法を忠實に解釋し適用しようとする官僚群もあつた。太和十四年(四九〇)に文明太后が死去した。同十七年には孝文帝が洛陽へ遷都する意を示し、翌年、遂にこれを敢行した。更に翌年には馮熙、馮誕の父子が死んだ。これらの事實には相互に密接な連關があるようにみえる。孝文帝は漢民族の貴族體制を採りながら舊族の親貴政治を望んでいた。それにも拘らず、漢民族が抽象的な勸課農桑政策を觀念として停めることなく、具體的な均田制と三長制とに於いて展開し、農政に文治に主力をおいた行政に乘り出して來たのである。鮮卑民族の軍政と漢民族の農政とを止揚した統一國家=「均賦」と「均田」との統合の上に=が完成するかに思われた。しかし鮮卑民族の否定的な動きは意外に强く裏面で作用し續けたのである。太和十六年(四九二)に詔して曰く

文武之道、自古並行、威福之施、必也相藉……國家雖崇文以懷九服、修武以寧八荒、然於習武之方、猶爲未盡、今則訓文有典、教武闕然、將於馬射之前、先行講武之式云々

と。文に過ぎ武の及ばざる現實に對し、これを是正して傳統的尚武の精神を昂揚することによつて、鮮卑民族主義の保持に努めようとするのであろう。さらに太和十九年（四九五）には「閑官の祿を減じて以て軍國の用に裨」したのである。孝文帝の文武並行策は兩民族の妥協的政治である。これを單純に「漢化政策」の一語で斷定することはできない。孝文帝から見れば、統治權力をより强固なものにして、國家財政を確保、健全ならしめるためにも、自ら進んで漢民族の統治方針や財政策を採り入れるためにも、諸條件を勘案して遷都を決行したのであろう。しかし洛陽遷都以後における權力の動搖は否定し難い事實であつた。

四　餘　論

北魏時代の政治を述べるに當つて、佛教や儒教、道教等の宗教に關して全く觸れないことは明らかに半ば無意味である。とくに佛教は國家佛教として權力によつて支持され、僧官が民心化導に努め、國家の統治監督を受けていたのであつて、東晉、南朝に亘る江南佛教のように、方外の賓として權力の外に立つ事はできなかつた。それ故に、一度權力の彈壓を受けると、太武帝の廢佛の如く、教團は悲慘な目に遇うのであつた。中國史上に著名な佛教遺蹟を留める一方、極端な廢佛があり、同一王朝下に於いて兩者が並存していることは、南朝の場合と異る。そして北魏の佛教が軍政と結び付いていることも確實な事實であり、そこに政治道德としての儒教と對比して種々の問題が見出される。拓跋部族は佛教を深く信仰したけれども、方術的なもの以外には、佛教から具體的な統治理論を學び取ることはできなかつた。それに較べて儒教の政治理論は現實的であり、また中原における傳統としての力がある。そして儒教の理論と佛教の觀念とが種々の形で對比され結合されて行くのである。漢民族の儒教理論が普及するにつれて、北魏の佛教は一面において現實化し、他面において政治から離脱して、隱遁の場となつたが、漢民族の中にも多くの佛教信者がでて、佛教寺院の存在は大きな社會的意義をもつようになつた。ただ、佛教が北魏王朝の末期に及ぶまで衰亡せず、寧ろ洛陽を中心として一層盛んになつたのは、根本的に超民族的な教義をもつていたからである。この點に注目して見ると方術的佛教は、やはり北魏前期のみで消滅し、超民族的な佛教が後にまで及んでいるのであつて、儒教による否定を通して前期と後期と對照をなしている。